

判例研究

日本税法体系

4

租税実体法Ⅲ

租税手続法Ⅱ

北野弘久 編

学陽書房

＜編者紹介＞

北 野 弘 久（きたの ひろひさ）

1931年富山市生まれ。

日本大学法学部教授・早稲田大学講師。法学博士。

税財政法・憲法専攻。

主 著

市民行政訴訟法（共編）（勁草書房）

憲法と地方財政権（勁草書房）

新財政法学・自治体財政権（勁草書房）

現代税法の構造（勁草書房）

税法学の基本問題（成文堂）

質問検査権の法理（編）（成文堂）

税法解釈の傾別の研究Ⅰ（学陽書房）

企業・土地税法論（勁草書房）その他。

現 住 所 東京都国分寺市北町5-9-25

租税実体法Ⅲ
租税手続法Ⅱ

判例 日本税法体系 4
研究

昭和五十五年十一月十五日 初版印刷
昭和五十五年十一月二十日 初版発行

定価三二〇〇円

編 者 北 野 弘 久

発行者 小 林 泰 輔

発行所 学 陽 書 房

東京都千代田区富士見二―七―五

電話〇三―二六―一一一一（代表）

振替 東京七―八四二四〇

印刷 大和綜合印刷株式会社

製本 東京美術紙工協同組合

©1980

落丁・乱丁本はお取り替えます

I S B N 4-313-44014-3 C 3332 ¥3200 E

刊行のことば

わが国の税制および税務行政等のあり方について、税法学的メスが加えられるようになったのは、比較的最近のことに属する。それでも日本税法学はほぼ三十年の蓄積をもつにいたっている。税法学のあり方は、納税者の生活と人権に大きな影響をもつ。けだし、現実の税制および税務行政等の展開も、結局において、妥当な税法学理論を無視することができないことになるからである。

税法学をどのようなものとして構築するかについては、論者によって意見の分かれるところであろう。编者個人としては、租税の法的研究には、少なくとも租税の法認識論的研究と租税の法実践論的研究との二つが区別されねばならないと考えている。しかし、租税の法実践論的研究においては、租税の法認識論的研究成果をふまえて、国民主権と人権尊重を基調とする憲法秩序のもとにおいて、一般納税者にとって具体的にどのような法解釈論・立法論を構築するのが現段階でもっとも妥当であるか、ということが考究されることになる。つまり、法実践論的研究においては、税法は能うかぎり弱い一般納税者側の「権利立法」でなければならぬという視角からとらえられることになる。编者は、最近では、さらに租税概念を広義に構成（憲法論のレベルにおいて実質的に租税的性格を有する受益者負担金等を現代的租税の概念にとりこむほか、ひろく租税の徴収面と管理・使途面の双方を含む概念として構成）したうえで、これからの税法学はどのような広義の租税の法的研究を志向するものでなければならぬことを指摘している（编者の「新財政法学」の提唱）。さしあたり本書においては、编者の提唱にかかる右の税法学の新たな展

開までをも意図するものではなく、もっぱら狭義の租税概念を前提にしたいうえで、租税の法実践論的研究を意図している。私見によれば、狭義の租税概念を前提にした場合においても、法実践論としての税法理論は弱い一般納税者の生活と人権に奉仕するものでなければならぬ。プロフェッショナルとしての税理士・弁護士等の実務専門家は、いわばそのような税法理論を實踐する職業専門家でなければならないといえよう。

本書は、基本的には右のような視角にたちながら、戦後三十年の日本税法の研究成果をふまえて各項目に関する判例の動向を批判的に検討・分析することを意図している。しかしながら、あくまで各執筆者のそれぞれの学問的立場にたつて検討・分析がなされていることはいうまでもない。検討・分析にあたっては主要な行政通達・学説等の紹介・検討を織り込み、現段階において出来るかぎり当該問題についての理論的・実践的諸問題を摘示することを意図している。全体として各問題に対する総合判例研究を通して、日本税法の到達した理論水準を讀者にわかりやすく、かつ具体的に提示することを意図しているわけである。問題によっては判例が全くない場合もあり、またあってもきわめて少ない場合もある。そのような場合には、行政通達・学説等の検討・分析を中心として右の課題に應えることとしている。要するに本書は、判例研究を素材としながら、現段階において日本税法の到達した理論水準を体系的に集大成することを意図するものである、といつてよいであらう。

税法学の分野において、この種の企画は初めてであり、それだけにこの企画の完成には多くの人びとの協力を必要とした。幸い、全国の第一線で活躍しておられる多くの研究者・実務家の諸兄からのあたたかいご協力を得ることができたことは、この国の税法の発展のために、誠に喜ぶべきことであるといわねばならない。編者としては、本書がこの国の税制および税務行政等の民主的発展のために、今後多くの読

者によって批判的に検討されることを心から期待したのである。

なお、本書においては、主として判例等の動きからみて税法上の理論上重要と思われる諸項目を重点的にとりあげている。いわば諸項目の問題点の検討を通じて日本税法上の到達した理論水準を全体的に提示することを意図しているわけである。したがって、一般にいわれる体系書の項目編成にはなっていない。また各巻には「税法の基本原理解」(第一巻)、「租税実体法Ⅰ」(第二巻)、「租税実体法Ⅱ・租税手続法Ⅰ」(第三巻)、「租税実体法Ⅲ・租税手続法Ⅱ」(第四巻)という標題が付されているが、原稿収集等の編集作業上の都合もあり、各巻に収録された項目は、厳密には必ずしも当初予定した体系的順序に従って収録されていないことをお断りしておきたい。本書の第一巻が刊行されてからはやくも二年余を経過した。その間に、いくつかの重要な裁判例が示された。そこで、当初の企画を変更してこれらの重要裁判例を取り扱う項目をも追加することとして読者諸賢のご要望に応えることとした。

本書は、行政関係図書を中心に、政治・法律・経済・教育・一般啓蒙書等について活ばつに出版活動が続けてこられた学陽書房の創立三十周年記念事業の一つとして刊行されるものである。刊行にあたっては学陽書房社長の小林泰輔氏、編集部の恩田成美氏、渡辺又二郎氏に格別にお世話になった。また編者の編集協力者として三木義一(第一巻から第三巻まで)、中村芳昭(第四巻)の両君から何かと助力をいただいた。記して謝意を表させていただく。

昭和五十五年九月

北 野 弘 久

執筆者・現職紹介（五十音順）

伊 藤	悟（いとう さとる）	日本大学大学院法学研究科博士課程
北 野	弘 久（きたの ひろひさ）	日本大学法学部教授
吉 良	実（きらみのる）	阪南大学商学部教授
下 山	瑛 二（しもやま えいじ）	東京都立大学法学部教授
高 橋	清 一（たかはし せいいち）	弁護士
竹 下	重 人（たけした しげと）	弁護士・名古屋大学法学部講師
玉 國	文 敏（たまくに ふみとし）	明治学院大学法学部助教授
鶴 見	祐 策（つるみ ゆうさく）	弁護士
中 村	芳 昭（なかむら よしあき）	日本大学経済学部専任講師
羽 生	健 志（はにう けんじ）	税理士
福 家	俊 朗（ふけ としろう）	名古屋大学法学部助教授
三 木	義 一（みき よしかず）	静岡大学人文学部助教授

略	略
通法……國稅通則法	措法……租稅特別措置法
通令……國稅通則法施行令	措令……租稅特別措置法施行令
通規……國稅通則法施行規則	措規……租稅特別措置法施行規則
徵法……國稅徵收法	地法……地方稅法
徵令……國稅徵收法施行令	地令……地方稅法施行令
徵規……國稅徵收法施行規則	地規……地方稅法施行規則
所法……所得稅法	所基通……所得稅基本通達
所令……所得稅法施行令	法基通……法人稅基本通達
所規……所得稅法施行規則	
法法……法人稅法	民集……最高裁判所民事判例集
法令……法人稅法施行令	刑集……最高裁判所刑事判例集
法規……法人稅法施行規則	高民集……高等裁判所民事判例集
相法……相統稅法	高刑集……高等裁判所刑事判例集
相令……相統稅法施行令	下民集……下級裁判所民事判例集
相規……相統稅法施行規則	下刑集……下級裁判所刑事判例集
	行集……行政事件裁判例集

判例
研究

日本税法体系

北野弘久著

- | | | | |
|---|-----------|----------|-------|
| 1 | 税法の基本原理 | A 5判三五六頁 | 二九〇〇円 |
| 2 | 租税実体法 I | A 5判三五六頁 | 二九〇〇円 |
| 3 | 租税実体法 II | A 5判三四四頁 | 三二〇〇円 |
| 4 | 租税実体法 III | A 5判三七八頁 | 三二〇〇円 |

税法解釈の個別的研究 I

北野弘久著

A 5判四五二頁 三五〇〇円

国民税制調査会提言集

- | | | | |
|----------|-----------------|---------|-------|
| 企業課税 | 不公平税制
改革への提言 | 四六判二二〇頁 | 一五〇〇円 |
| 国民税制への提言 | インフレ下の税制改革 | 四六判二三八頁 | 一二〇〇円 |
| 地方税制 | 不公平税制
改革への提言 | 四六判二七四頁 | 一五〇〇円 |

63 給与所得の労働力再生産費論・課税最低限論の法的検討

——総評サラリーマン税金訴訟判決の検討を中心として——

北野 弘久 3

一 はじめに 三

二 訴訟の概要 四

三 源泉徴収制度違憲論について 五

四 生計費課税について 一〇
五 最低生活費課税について 一五

64 不動産取得税における不動産及び取得の意義

三木 義一 17

一 「不動産」の意義 一七

二 不動産の「取得」の意義 三三

三 取得の時期及び「新築」の意義 二六

65 間接税における未納税移出等

高橋 清一 32

一 はじめに 三三

二 間接消費税における移出課税 三四

三 間接消費税における未納税移出等 三九

66 更正・決定等の諸問題

関本 秀治 42

一 納税義務の成立と確定 四三

二 法的性格に関する二つの見解 四四

三 判例にあらわれた更正、再更正の法的性格についての理論 四	の当初更正の効力 三	申告額まで減額する再更正を行い、当初更正と同額の再々更正を行った場合のこれら各処分間の関係 五
増額再更正が行われた場合の当初更正と再更正の関係 四	減額再更正が行われた場合	四 判例・学説等についての検討 六〇
67 相続税の連帯納付義務	北野 弘久	65

一 はじめに 六	三 判決例の検討 七	
二 裁判例の紹介 六		
68 源泉徴収制度——給与所得者の権利救済を中心として——	羽生 健志	79

一 はじめに 七	三 源泉納税義務の法的性質と権利救済 六	
二 源泉徴収の法律関係 三	四 確定申告と受給者の権利救済 三	
69 物納・延納・納期限の延長等	北野 弘久	97
一 物 納 七		
最高裁判例 七	物納の法的性格 一〇	
他の裁判例 一〇		
二 延納・納期限の延長・納税の猶予 一〇五		

70 差押禁止財産	吉良 実	109
一 租税引当財産の範囲 一〇		
二 一般の差押禁止財産（絶対的差押禁止財産） 一一〇	最低生活の保障 一一〇	事業等遂行手段の

71 超過差押・公売処分

- 一 確保 二三 生活用具等の確保 二三 精神的生活の尊重 二三 災害防止設備等の保存 二四
- 二 特別法による差押禁止財産 二五
 - 財団を構成する個々の財産 二五 公的な保護・援護等を目的として支給される金品等 二五 職務上の災害補償等を受ける権利 二五
- 三 給与等の差押禁止 二五
 - 国税徴収法七六条の規定の趣旨 二五 みなし給与等・退職手当等 二三 差押禁止限度額 二三
- 四 条件的差押禁止財産 二六
 - 国税徴収法七八条の規定の趣旨 二六 条件付差押禁止財産 二六 条件付差押禁止財産 二六
- 五 超過差押が是認される場合 二五
 - 超過差押の違法性の治療 二三
- 六 超過公売処分 二五
 - 差押債権の超過取立て 二五
- 七 差押財産の範囲 二五
 - 超過差押 二五

吉良 実

123

72 差押財産の評価

- 一 はじめに 二五
- 二 差押財産の処分予定価額 二五
- 三 換価財産の見積価額 二五
- 四 評価を誤った滞納処分の効力 二五

吉良 実

138

73 交付要求

- 一 交付要求 二五
 - 交付要求の要件 二五 交付要求の手続 二五
- 二 交付要求の効力 二五
 - 交付要求の制限 二五
- 三 交付要求の解除 二五

竹下 重人

149

二 参加差押 一五五

参加差押の手続 一五五 参加差押の効力 一五五

参加差押の制限・解除 一五五

74 保全担保・保全差押

竹下 重人 157

一 保全担保 一五七

要件 一五七 担保の提供命令およびその提

供 一五七 強制的な抵当権の設定 一五七

担保の解除 一五七

二 保全差押 一六〇

要件 一六〇 手続 一六〇 効力 一六〇

繰上保全差押 一六〇

75 国犯法上の調査権の法的限界

北野 弘久 164

一 国犯法上の調査権の法的性格 一六四

二 国犯法上の調査権の法的限界 一六五

76 租税通告処分 of 法的性質

玉國 文敏 183

一 通告処分制度の意義と特色 一八三

二 通告処分の法的性質をめぐる学説判例の

検討 一八五

分の実際の機能面からの理解 一八七 租税
通告処分の法的性質をめぐる若干の問題点
一八八

効果面からの性格づけ 一八五 租税通告処

77 税務職員 of 守秘義務

北野 弘久 193

一 はじめに 一九三

二 税法上の守秘義務 一九四

三 公務員法上の守秘義務 一九六

四 申告所得額の開示制度 二〇一
五 グリーンカード制度 二〇三

78 自治体課税権の法理の具体的検討

北野 弘久

205

一 はじめに 105

二 秋田市国民健康税条例訴訟 105

事実の概要 105 判決の検討 107

三 大牟田電気税訴訟 136

事実の概要 136 判決の検討 138

79 租税争訟における行政不服申立前置主義

福家 俊朗

227

一 はじめに——本稿の課題—— 137

二 不服申立前置主義の法制度的構造 137

不服申立前置を要する訴訟と処分 137

不服申立前置を要する諸例 137 不服申

立前置の充足 137

三 不服申立前置主義の例外 137

異議申立てまたは審査請求がなされた日の翌日から起算して三月を経過しても決定または裁決がない場合 137 更正・決定等の取消訴訟を提起した者が、その訴訟が係属して

いる間に、当該更正・決定等に係る国税の課税標準等または税額等についてなされた他の更正・決定等の取消しを求めようとする場合

四 不服申立前置と出訴期間 137

不服申立前置を要する場合および一般原則

137 不服申立前置を要しない場合 137

五 結語——租税取消訴訟の特色と不服申立前置主義をめぐる諸課題—— 137

租税取消訴訟の構造的特色と争訟制度 137

不服申立前置主義をめぐる諸課題 137

80 国税不服審判所をめぐる諸問題

下山 瑛二

251

一 国税不服審判所の性格をめぐる問題点

137

国税不服審判所の問題考察の前提 137
国税不服審判所の構想と問題の所在 137

「性格」に関する学説 二三三 副次的な問題点 二五五

二 国税不服審判所の機能をめぐる問題点

二五五

国税不服審判所の機能に関する立法趣旨と問

題の所在 三三六 「見直し機能説」(総額主義)と「争訟裁断的機能説」(争点主義) 三三九

三 国税不服審判所に関する若干の判例 三三四

81 固定資産評価審査委員会制度

伊藤 悟

267

一 概要 二六七

二 口頭審理手続に関する諸問題 二六八

構造および内容 二六八 計算根基の明示

二七〇 特別の事情 二七〇

三 審査決定に関する諸問題 二七三

審査決定の不作為 二七三 決定の理由付記

二七五 審査決定評価格 二七五

四 むすび 二七七

82 租税訴訟における訴訟物——更正の取消訴訟を中心に——

福家 俊朗

280

一 はじめに——本稿の考察の課題と範囲 二八〇

二 更正の取消訴訟の法的構造と訴訟物——課題の背景 二八一

更正の法的性格 二八一 更正の取消訴訟と訴訟物の法的枠組み 二八三

三 学説・判例の傾向と問題点 二八六

四 課題についての若干の考察 二九三

通説・判例と批判的見解 二九六 通説・判例の問題点 二九八 学説・判例の意義と位相 二九三 租税法律関係の特色と訴訟物 二九六

五 結びに代えて 二九〇

83 租税争訟における立証責任

鶴見 祐策

302

一 立証責任の分配 三〇三

二 立証の必要とその度合 三〇七

- 三 訴訟要件の存在 三〇
- 四 処分手続の適法性 三二
- 五 課税要件事実 三一
- 六 推計課税における必要性と合理性 三三
- 七 その他 三七

84 納税者訴訟

中村 芳昭

318

- 一 はじめに 三八
- 二 住民訴訟と納税者訴訟 三三
- 三 納税者訴訟に対する従来の判例学説 三四
- 四 納税者訴訟の法律諸問題 三元
- 五 納税者訴訟に関する立法論 三三
- 六 終わりに 三三

日本税法体系収録判例索引／全四巻／

364

租税実体法Ⅲ・租税手続法Ⅱ